

# 横浜アリーナ 利用規則

株式会社横浜アリーナ

## 1. 営業期間

毎年1月1日より12月31日といたします。

## 2. 利用時間

原則として午前8時より午後11時までの間の連続した12時間といたします。

## 3. 利用の条件

- ①利用者は、行事の運営についてすべての責任を負っていただきます。  
(事前の準備、設営および終了後の撤去を含みます。)
- ②利用者は、法令に定められた届け出、およびその他必要とされる書類を関係諸官公庁によって指定された期日までに関係諸官公庁に提出し、承認を得ていただきます。
- ③利用者は、(株)横浜アリーナが指定した期日までに、入場者および関係者の安全ならびに警備、防災等、行事にかかわる警備計画書等、(株)横浜アリーナが必要とするものを作成して(株)横浜アリーナに提出していただきます。  
※なお、万一の場合に備えて保険に加入しておくことをお勧めします。

## 4. 申込方法

- ①利用希望者は「横浜アリーナ利用仮申込書」に必要事項を記入し(株)横浜アリーナに提出していただきます。  
電話等による口頭の申込、あるいは代行業者等によるものには応じかねます。
- ②仮申込は利用予定日の1年前から受け付けるものといたします。
- ③(株)横浜アリーナは希望者より提出された仮申込に対し、受諾か否かの返事をさせていただきます。
- ④仮申込の承認を得た利用希望者は、ただちに「横浜アリーナ利用申込書」を提出し、あわせて基本使用料(使用料金表に定める)の50%を払い込んでいただきます。
- ⑤利用希望者は利用予定日の6ヶ月前までに基本使用料残金を払い込んでいただきます。
- ⑥利用予定日の6ヶ月以内の申込に対しては、仮申込の承認を得た利用希望者はただちに「横浜アリーナ利用申込書」を提出し、あわせて基本使用料全額を払い込んでいただきます。
- ⑦付帯設備等(使用料金表に定める)の利用希望者は、利用予定日の15日前までに使用料を払い込んでいただきます。  
※当該使用料につきましては、利用日の使用実績により一部料金の返還または追加徴収をさせていただきます。

## 5. 利用の承認基準

次の場合は利用を認めません。

- ①公序良俗に反するか、またはそのおそれがあるとき。
- ②喧騒が予想され、場内外の秩序を乱し、事故のおそれがあるとき。
- ③建物または施設等を損傷するおそれがあるとき。
- ④暴力団体または事業内容が明確でない団体、もしくはその関係者が主催、共催、後援もしくは協賛する行事に利用するとき。
- ⑤利用者またはその家族が新型インフルエンザおよびエボラ出血熱等の感染症(以下「新型インフルエンザ等(以下同じ)」という。)に感染していることが明らかな場合または新型インフルエンザ等が発症している海外に渡航し発熱等の症状があり、かつ、新型インフルエンザ等に感染している疑いが認められるとき。
- ⑥その他、(株)横浜アリーナが不適當であると認めたとき。

## 6. 承認の取消、利用の中止、再利用の禁止、施設の閉鎖

次の場合には利用の承認を取り消し、利用の中止を命じ、または再利用を禁止することがあります。

- ①「施設利用申込書」に虚偽の記載事項があったとき。
- ②正当の手続きによらないで利用の目的、内容等を変更したとき。
- ③(株)横浜アリーナが承認した利用の目的、内容と著しく異なるとき。
- ④所定の期日までに使用料を納入しないとき。
- ⑤第3項2号に該当する関係諸官公庁の承認を得ていないとき。
- ⑥第5項各号に該当する行為または行事があるか、もしくは予想されるとき。
- ⑦新型インフルエンザ等が国内で発生した場合は、施設を閉鎖する場合があります。施設の閉鎖は、行政による自粛要請、閉鎖勧告および閉鎖命令があった場合、または首都圏の類似施設等の動向を見極めつつ、自主的に(株)横浜アリーナが閉鎖すべきと判断した場合に実施することとします。
- ⑧その他、利用規則に違反したとき。

## 7. 利用目的、内容等の変更

申込書提出後に利用の目的、内容等が変更になった場合は、所定の用紙をもって(株)横浜アリーナに届け出後、承認を得ていただきます。

## 8. 利用上の禁止事項

利用者は次の行為を行ったり、行なわせたりしてはなりません。

- ①場内への危険物および火気の持ち込み。
- ②指定場所以外での喫煙。
- ③下駄、木製サンダルでの入場。
- ④著しく酒気を帯びていると認められる状態での入場。
- ⑤飲食物の持ち込み。
- ⑥場内外での寄付行為、宣伝行為、物品販売。
- ⑦場内外でのチラシ、ポスター等の配布。
- ⑧場内外での旗、のぼり等の掲揚。看板等の設置。
- ⑨場内へのペット等の動物の持ち込み。
- ⑩物を投げる、顧客の頭上に飛び込む、暴れる、飛び跳ねる、客席から身を乗り出すなどの危険な行為。
- ⑪その他(株)横浜アリーナが不相当と認めた行為。

※但し、前号①および②については、所轄消防署の許可を受けた場合はこの限りではありません。

※但し、前号③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨については、あらかじめ(株)横浜アリーナが承認したものについてはこの限りではありません。

※上記項目を守っていただけなかった場合に、主催者ならびに来場者に損害が発生しても、当社は賠償責任を負いません。

## 9. ホールの使用

- ①利用者はスタッフ証を用意し、関係者全員に着用させてください。形体と数量はあらかじめ(株)横浜アリーナにお知らせください。
- ②その他、ホール使用に関しては、事前に(株)横浜アリーナと協議のうえ、その指示に従っていただきます。

## 10. 原状回復の義務

- ①利用者は利用終了後ただちに当館の施設、設備を原状に回復し、当館係員の点検を受けていただきます。
- ②利用者が施設、設備および器物を汚損又は滅失したときは、利用者および当館係員双方立会いのもとでその状況を確認し、これによって生じた損害を当館に対し賠償していただきます。

## 11. 安全管理の義務

- ①利用者は利用者、出演者、参加者または観客などに事故が生ずることが無いように安全管理に努める義務があります。(事前の準備、設営および終了後の撤去まで含みます。)
- ②利用者は、安全管理に関して事前に(株)横浜アリーナと協議のうえ、その指示に従っていただきます。

## 12. 騒音・振動等の低減措置

利用者は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に定める、騒音・振動に関する環境基準に基づき、騒音・振動の低減対策について、所要の措置を講じてください。

## 13. 利用権の譲渡、転貸の禁止

利用者は理由のいかんにかかわらず利用の権利を第三者に譲渡あるいは転貸してはなりません。

## 14. 使用料金の不還付

次の場合には既納の使用料金はキャンセル料として消費税相当額を含め全額不還付といたします。第4項の規定により、仮申込書を提出し(株)横浜アリーナがこれを承認した後、所定の使用料金払込み前の解約の場合であっても、消費税相当額を含めた金額をキャンセル料として請求させていただきます。なお、キャンセル料は消費税法上、不課税取引となります。

- ①利用者の都合で解約する場合。
- ②第6項の規定により、利用の承認の取消、利用の中止、再利用の禁止、施設の閉鎖を(株)横浜アリーナが命じた場合。ただし、新型インフルエンザ等により(株)横浜アリーナが自主的に施設の閉鎖を判断した場合に限り、消費税相当額を含む未使用の使用料金については還付することとします。
- ③第7項の規定により、利用の目的、内容等の変更を(株)横浜アリーナが承認しない場合。

## 15. 遅延損害金

(株)横浜アリーナに対して、使用料金等のお支払いが所定の期日より遅れた場合には、当該金額に対し、支払期日の翌日から支払完了に至るまで、年10.0%（年365日の日割）の割合で計算された遅延損害金をいただきます。

## 16. 当社の免責および損害賠償責任

- ①第6項の規定により利用の承認が取り消された場合、利用の中止を命じられた場合、再利用の禁止を命じられた場合および施設の閉鎖を命じられた場合、あるいは第7項の規定により利用の目的、内容等の変更が承認されない場合において、利用者がこれによって損害を受けても(株)横浜アリーナはその損害を賠償する責任を負いません。
- ②非常変災等によって当館の施設、設備が損壊し、利用予定日の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても(株)横浜アリーナはその損害を賠償する責任を負いません。
- ③火災、停電、盗難その他の事故で利用者、出演者、参加者または観客などに事故が生じた場合、(株)横浜アリーナは、故意または重大な過失がないかぎりその損害を賠償する責任を負いません。

## 17. 附則

本「横浜アリーナ利用規則」は予告なく改訂される場合があります。



横浜アリーナオリジナルキャラクター

**ヨコアリくん**

チャレンジ  
**25**

株式会社横浜アリーナは  
「チャレンジ25」キャンペーンに  
参加・応援しています。

[お問い合わせ先] **株式会社横浜アリーナ**

〒222-0033 横浜市港北区新横浜3丁目10番地



TEL 045-474-4000 / FAX 045-474-4040  
URL <http://www.yokohama-arena.co.jp/>  
携帯版 <http://www.yokohama-arena.co.jp/i/>